

## 準会員制度について

伊豆大島における十分な経験を持たない者が、個人又は法人として営業を行う際には、準会員として同会に入会する。

1. 準会員期間は、3年とする。
2. 準会員は、現行の正会員の中から1名の保証人をつけなければならない。
3. 準会員は、入会金10万円を納めることとする。
4. 準会員の年会費は正会員に準ずる。
5. 協議会ウェブサイトにおいては、正会員と同様に掲載する。
6. 準会員は、本協議会の会議における議決権を持たない。
7. 準会員が本協議会に損害を与える行為をした場合、  
会則第10条に準じて処罰をかけるものとする。
8. 3ヶ年経過後の総会において、会則に則り正会員として入会を認める。